

確定申告について

株式会社千葉コンサルタンツ

確定申告とは

前年1年間分のその人自身が払わなきゃいけない税金を確定させるために、税務署に前年の収入などを申告することです。（本来、自分が払う税金の額は自分自身が税務署に申告し決めるものです。）

確定申告対象の人

代表的なのは、「個人事業主」の方ですが、会社員の方でも、下記のような場合は、確定申告が必要になります。

- ・給与収入が2,000万円を超える場合
- ・収入源が複数ある場合（副業などの所得が20万円以上ある場合）
- ・2つ以上の会社より給与を得ていて、所得合計が20万以上の場合
- ・会社で年末調整をしていない場合
- ・年末調整では清算できない控除がある場合（医療費控除ほか）
- ・確定申告でしか清算できない収入がある場合（不動産、年金ほか）

などです。また、

- ・災害や盗難にあって住宅や家財に被害を受けた場合
- ・国や地方公共団体などに寄附した場合
- ・中途退職後、再就職をしていない場合

などは申告をしたほうが良いことになります。（還付申告）

確定申告の申請期間は

前年の1月1日から12月31日までの分を、翌年2月16日から3月15日までに申告して所得税額を確定します。

確定申告の内容で、翌年の国民健康保険料や住民税が確定します。

申告書はどこに提出すれば

所得税の確定申告書は、申告の際の住所地を所轄する税務署に提出します。（ネットや郵送でも提出はできます。自分の所轄税務署がわからない方は、国税庁のサイトなどで調べてください。）

会社員の方でも、1年間に複数か所で勤務していたり、転職の間の期間が空いている場合などは、自分で確定申告をする必要があります。面倒だからといって、確定申告せずに放っておくと、本来納めるべき金に「加算税」や「延滞税」がプラスされて納税金額が高くなってまったりします。

自分が確定申告が必要かどうか不安な場合は、税理士さんに相談する、税務署で聞いてみるなどして、確定申告は正しく行ってください！